

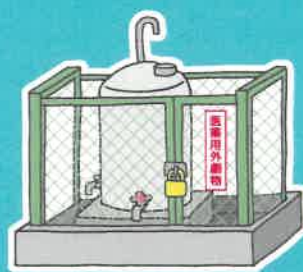
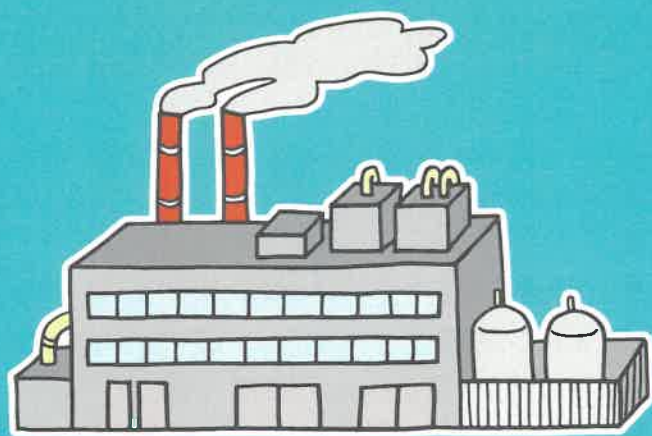
毒物及び劇物を取扱う皆様へ

**毒物**

**劇物**

の

適正な取扱いの手引



宮城県

## はじめに

現在、毒物や劇物を含む多くの化学物質が多方面で使われており、私達の生活には必要不可欠なものとなっています。しかし、**毒物**や**劇物**は毒性が非常に強い物質で、少量でも体を著しく害する可能性があり、引火性・爆発性の高いものも多いため、事故が発生した場合は被害が大きくなるおそれがあるなど、取扱いを誤ると非常に**危険**です。

また、毒物劇物の紛失や盗難事件が毎年発生しており、盗難事件の中には自傷・他害行為等に悪用する意図をもって行われているものもあるため、毒物劇物の管理には細心の注意が求められます。

このパンフレットは、毒物劇物を使う人が「**毒物及び劇物取締法**」によって義務づけられている事項をわかりやすくまとめたものです。

毒物劇物を適正に取扱い、事故や誤った使い方を防止するためにお役立てください。

## 毒物劇物の種類

次のようなものが指定されています。

**毒物**：アジ化ナトリウム、黄燐、シアン化水素、シアン化カリウム（青酸カリ）、水銀、フッ化水素 他

**劇物**：アンモニア、塩化水素、塩素酸ナトリウム、過酸化水素、キシレン、クロルピクリン、酢酸エチル、硝酸、水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）、トルエン、フェノール、ホルムアルデヒド、メタノール、硫酸 他

**特定毒物**：四アルキル鉛、モノフルオール酢酸、燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤 他

## 毒物劇物の購入

毒物や劇物は、販売業の登録を受けている店から必要最小量を購入してください。

●購入の際は、次の事項を記載し押印した書面の提出が義務づけられている。

■毒物又は劇物の名称及び数量

■購入年月日

■住所・氏名・職業

（毒物劇物営業者は18歳に満たない者に販売できません。）

毒物・劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	水酸化ナトリウム
	数量	500g×1
販売又は授与の年月日	2023年3月1日	
譲受人 (法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地)	氏名	宮城太郎 
	職業	会社員
	住所	宮城県仙台市〇〇区〇〇〇-121
備考		

忘れずに

### 参考

法…毒物及び劇物取締法、指定令…毒物及び劇物指定令、施行令…毒物及び劇物取締法施行令、施行規則…毒物及び劇物取締法施行規則

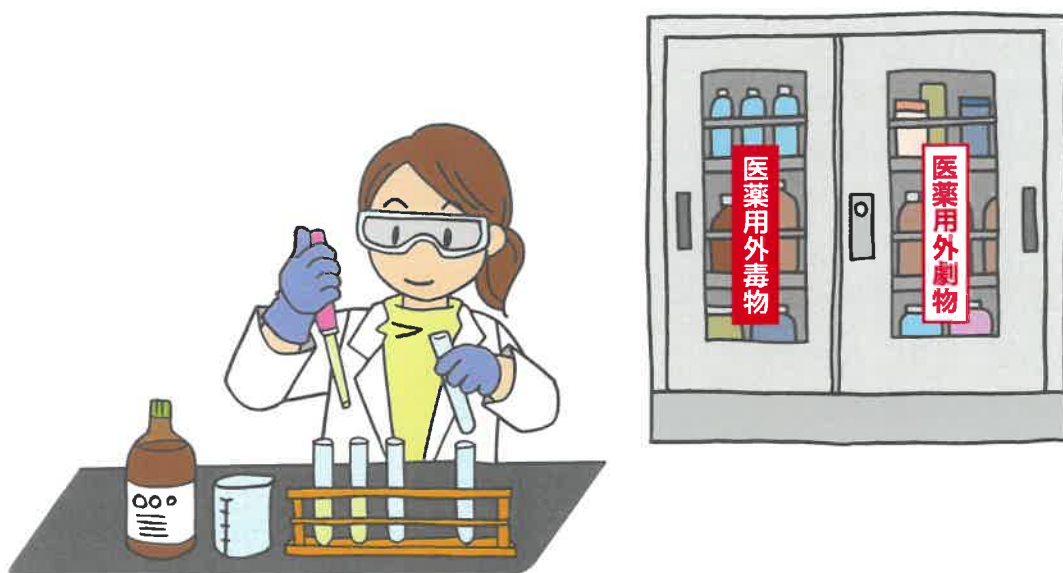
法第2条（定義）、指定令第1条（毒物）、指定令第2条（劇物）、指定令第3条（特定毒物）、法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、法第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）



## 毒物劇物の保管

毒物劇物が盗まれたり、紛失したりしないように管理者の目の届く場所で厳重に保管管理してください。

- 保管場所は、鍵のかかる丈夫なものにする。
- 鍵は管理者が責任をもって保管する。
- 毒物劇物は他のものと区別して（専用保管庫など）保管する。  
（紛失等の防止のため、管理簿を作成し、保管している毒物劇物の種類数量などを常に把握しておきましょう。）



- 屋外に保管する場合は、関係者以外が入り込まないように周囲に堅固な柵を設ける。

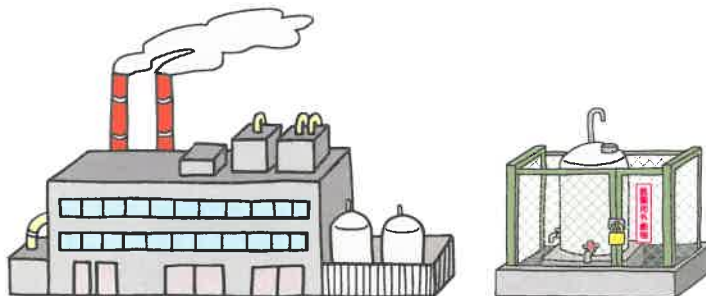


# 毒物劇物の取扱

毒物劇物が事業所等の外に飛散したり、流れ出たりしないようにしてください。

- 貯蔵する容器やタンクは、漏れたりしみ出たりしないものにする。
- 毒物劇物が地下にしみ込まないように、床面はコンクリート等にする。
- 毒物劇物が周りに流れ出ないように、周囲に防液堤を設ける。
- 貯蔵するタンクについては、設置場所ごとに基準が定められている。

- 屋外タンクは事業所内で敷地境界線から十分離れた場所に設置する
- 屋内タンクは専用の部屋又はこれに準ずる施設内に設置する
- バルブ等は毒物劇物の物性に応じた耐食性強度を有する材料で造る 等



毒物劇物を運搬する場合は、飛散したり流れ出たりしないようにしてください。

- 毒物劇物が転倒、落下しないように、ロープ等でしっかり固定する。
- 特定の毒物劇物については、運搬方法について基準が定められている。
  - 防毒マスク・ゴム手袋等を2人以上備える
  - 毒物劇物の名称・成分・応急の措置等を記載した書面を備える
  - **毒**の標識を掲げる 等



間違って口に入ることのないように、飲食用の容器は絶対に使わないようにしてください。



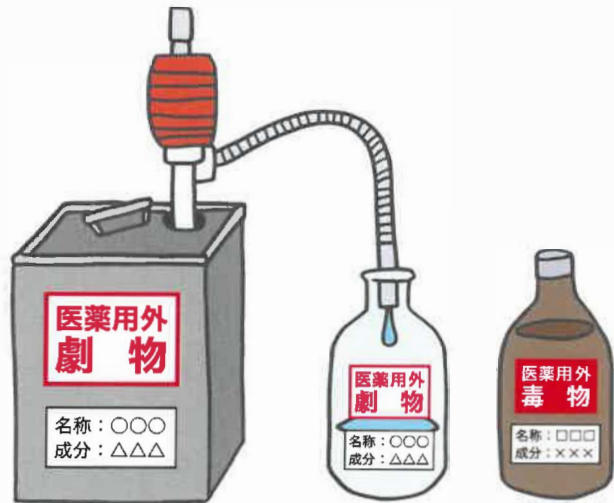
## 参考

法第11条（毒物または劇物の取扱）、施行規則第4条の4（製造所等の設備）、法第16条（運搬等についての技術上の基準等）

## 毒物劇物の表示

毒物または劇物の容器には「**医薬用外**」の文字及び  
毒物は、赤地に白色をもって **毒物**  
劇物は、白地に赤色をもって **劇物**  
の表示をしなければなりません。

- 別な容器に移しかえたときもかならず表示する。
- 間違いをおこさないように名称や成分名も記載する。
- 容器は法令又は通知で示されている基準を満たしているものでなければなりません。



貯蔵場所には「**医薬用外**」の文字及び **毒物** は毒物、劇物は **劇物** の表示をしなければなりません。



## 毒物劇物の所持

- 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有するもの（例：シンナーなど）は、みだりに摂取、吸入してはならない。また、これらの目的のため所持できない。
- 発火性又は爆発性のある毒物劇物であって政令で定められたもの<sup>(※)</sup>は、正当な理由なく所持できない。

※亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（30%以上）、塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（35%以上）、ナトリウム、ピクリン酸



## 毒物劇物の廃棄

環境汚染を防ぐため、毒物劇物の廃棄は定められた方法で行ってください。

- 中和・加水分解・酸化・還元・希釈・その他の方法により毒物劇物に該当しないものにする。
- 事業所で処理できない場合は、知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する。

### 参考

法第3条の3、法第3条の4、法第15条の2（廃棄）



## 事故等の際の処置

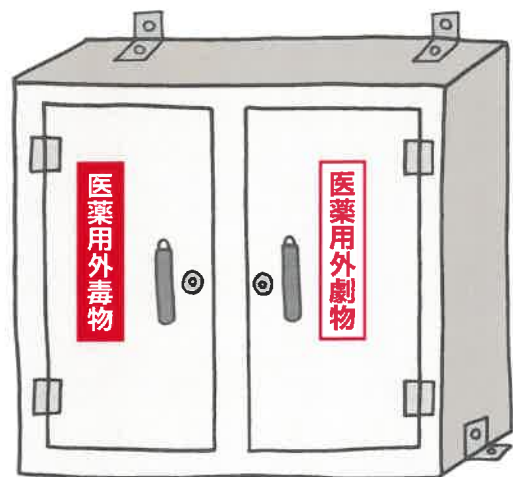
毒物劇物による事故等が発生した場合は、関係機関に速やかに連絡をし、危害拡大を防ぐための措置を講じてください。

- 毒物劇物の飛散や漏れ等で、不特定又は多数の人に**危害**が及びそうな場合は直ちに管轄の消防署、保健所又は警察署に届け出し、応急措置を講じる。
- 盗難・紛失**の場合は直ちに警察署に届け出る。

## 災害対策

地震、洪水などによって引き起こされる、毒物劇物の流出等事故の未然防止や被害を最小にするため、ハザードマップ等を参照し、あらかじめ安全対策を講じてください。

- 保管庫(棚)が転倒しないように壁や床に固定する。
- 毒物劇物が転倒落下しないような設備を設ける。
- 浸水や土砂の流入を防ぐ土のうや止水板等を整備する。
- 必要に応じて、毒物劇物を保管庫内に固定したり、丈夫な容器内に詰め2重とするなどの対策を講じる。
- 地震や洪水などによる被害を受けたら、保有する毒物劇物に飛散や漏れが無いか確認する。



- .....
- 事故等の発生に備え、毒物劇物の取扱い方法、緊急連絡体制、応急処置等を定めた『**毒物劇物危害防止規定**』を作成し、日ごろから従業員等の教育・訓練を実施する。

## 毒物劇物に関する問い合わせ

名称	電話	所在地
県仙南保健所	0224-53-3119	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1
県塩釜保健所	022-363-5505	〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-15
県塩釜保健所岩沼支所	0223-22-6294	〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18
県塩釜保健所黒川支所	022-358-1111	〒981-3304 富谷市ひより台 2-42-2
県大崎保健所	0229-87-8001	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1
県大崎保健所栗原支所	0228-22-2115	〒987-2251 栗原市築館藤木 5-1
県石巻保健所	0225-95-1475	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7
県石巻保健所登米支所	0220-22-6120	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5
県気仙沼保健所	0226-22-6615	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3
県保健福祉部薬務課	022-211-2652	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1
仙台市健康福祉局健康安全課	022-214-8085	〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

### 宮城県保健福祉部薬務課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
TEL. 022-211-2652 FAX. 022-211-2490  
E-mail : yakumu@pref.miyagi.lg.jp  
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/>

